

重度の障害のある人へ

特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある人で、日常生活において常に特別な介護が必要な人は、認定を受けることにより特別障害者手当などが支給できます。

特別障害者手当

【対象】 身体または知的・精神に著しく重度の障害※¹があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する人

(1) 重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）

(2) 重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級程度、療育手帳の障害の程度がA、精神障害）が二つ以上ある

(3) 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

障害児福祉手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※¹があり、日常生活において常時介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、

特別児童扶養手当

【対象】 身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

◆1級に該当する子ども

(1) 身体障害者手帳1・2級または3級の一部※²

(2) 療育手帳の障害の程度がA ◆2級に該当する子ども

(1) 身体障害者手帳3級または4級の一部※³

(2) 療育手帳の障害の程度がB ※¹身体障害者手帳1・2級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、重度の精神障害

※²下肢障害において、両足首から欠くもの

※³下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

【各手当の支給額】

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	30,450円
障害児福祉手当	16,560円
特別児童扶養手当	1級 58,450円
	2級 38,930円

◎手当には支給制限があります

- ・ 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- ・ 社会福祉施設に入所しているとき
- ・ 3カ月以上入院していると

き（特別障害者手当のみ）

◎手当の認定には審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

福祉課 こども家庭班

☎ 0820 (77) 5508

マイナンバーカード時間外交付のご案内（事前予約制）

マイナンバーカードを申請され、交付通知書（ハガキ）が届いた人で、開庁時間内に窓口へお越しいただけない人に、時間外の受取窓口を開設します。予約制ですので、事前に電話で予約をお願いします。

交付日時（上半期）

曜日・時間	日にち
毎月第2日曜日 午前9時～正午	4月12日、5月10日、6月14日、7月12日、 8月9日、9月13日
毎月第3水曜日 午後5時30分～6時45分	4月15日、5月20日、6月17日、7月15日、 8月19日、9月16日
毎月第4火曜日 午後5時30分～6時45分	4月28日、5月26日、6月23日、7月28日、 8月25日

交付場所
大島庁舎
大島総合支所窓口

お持ちいただくもの 交付通知書、マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）、本人確認書類

予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

※受取希望日の3開庁日前までにご予約ください

予約連絡先 総務課 戸籍住基班 ☎ 0820-74-1010